

令和8年度 FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成 募集要項

助成の種類・助成の対象となる活動の実施期間

鑑賞サポート助成

市内で自らが主催する文化芸術活動において、字幕、手話通訳、音声ガイド等の鑑賞サポートを実施する取り組みに対し、その費用を助成

実施期間:令和8年8月1日(土)から令和9年3月31日(水)まで

受付期間

令和8年4月17日(金)～5月29日(金)

※メール:5月29日(金)17時必着

※郵送:5月29日(金)必着

申請方法 ※窓口持参による受付はいたしません。

■電子メールによる提出

送付先:kansyou@ffac.or.jp

■郵送による提出

郵送先:〒812-0027 福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル8階
(公財)福岡市文化芸術振興財団

申請書ダウンロードは
こちらから



令和8年度 FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成募集要項

目 次

- ◆ 募集要項、手続きの流れ、及び申請書類 P.1
- ◆ 助成金の対象となる経費 P.13
- ◆ 鑑賞サポートの例 P.15
- ◆ 福岡市文化芸術振興計画【概要】 P.18

令和8年度 FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成 募集要項

1 趣旨・目的

市内で自らが主催する文化芸術活動において、字幕、手話通訳、音声ガイド等の鑑賞サポートを実施する取り組みに対し、その費用を助成することで、障がい者など多様な方々の文化芸術の鑑賞機会の充実を図り、もって共生社会の実現に資することを目的とします。

2 対象となるジャンル

演劇、ダンス、音楽、美術、メディア芸術（メディアアート、アニメーション等）、伝統芸能、その他

3 助成の対象となる活動の実施期間

令和8年8月1日(土)から令和9年3月31日(水)まで

※助成対象活動が完了したときは、実績報告書(収支決算書添付)を活動完了の日から起算して30日を経過した日、または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出する必要があります。ただし、財団へ提出する請求書等の書類は当該年度の3月31日までの日付である必要があります。

4 助成の対象となる活動

福岡市内で申請者自らが主催する活動で、以下の全ての項目を満たしていること

- (1) 申請者が自ら主体となって、福岡市内において実施する活動であること
- (2) 市民が広く鑑賞できる活動であること

5 助成の対象とならない活動

- (1) 宗教的、政治的、或いはチャリティーを目的とした活動と認められるもの
- (2) 学校教育の一環として行われる学校行事と認められるもの
- (3) 学術研究・学術的出版と認められるもの
- (4) 一般に公開あるいは公募されない活動と認められるもの
- (5) 教室(カルチャースクールを含む)、サークル、単独の流派等が行う稽古事や習い事等の発表会、講習会、展示会などの活動
- (6) 国、地方公共団体(福岡市を含む)が主催・共催する活動(名義のみの共催は除く)
- (7) 第三者の著作権その他第三者の権利などを侵害するもの。

6 助成の対象となる団体

助成の対象となる団体は、法人格の有無は問わないが、次の各号に掲げるすべての要件を満たし、団体としての組織及び責任の所在が明確でなければならない。ただし、地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している法人は除くものとする。

- (1) 定款、寄付行為に類する規約等を有すること。

- (2) 団体の意思を決定し執行する組織が確立していること。
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- (4) 3名以上の役員を有すること。
- (5) 団体活動の本拠として事務所を有すること。
- (6) 責任をもって当該活動を遂行する能力と意欲を有していること。
- (7) 宗教活動、政治活動を目的としていないこと。

※(2)～(5)については、(1)に掲げる規約等に明記されていることが必要です。

※(4)については、代表者、会計担当者、監査担当者を必ず置いてください。

兼任はできません。

※団体の法人格の有無は問いません。

7 助成の対象とならない団体

団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれている場合は、助成の対象となりません。

- (1) 福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

※採択決定にあたり、警察へ照会を行います。

- (2) その他、助成対象者としてふさわしくないと理事長が認めた者

8 助成金の交付額

助成対象事業の事業費のうち、鑑賞サポートに要する費用から、当該鑑賞サポートに関して国、地方公共団体その他の団体から交付を受けた補助金、助成金その他これらに類する収入の額を控除した額を「助成対象額」とし、対象事業1件につき80万円を上限として、助成対象額の10分の10の額とします。1回の申請で複数の公演・行事等をまとめて申請することが可能です。ただし、申請された全ての公演・行事等が採択されるとは限りません。

※採択活動については、交付額の2分の1を上限として一部前払金が可能です。

9 審査項目

審査は、申請書類に基づき、福岡市文化芸術振興財団及び有識者等が、以下の項目に照らして行い、予算の範囲内で合計点の高い団体を採択します。ただし、合計点が30点未満の場合は採択しません。

	項目	評価の視点	配点
①	企画性	・多くの市民の鑑賞が見込まれる活動か	20
②	適合性	・実施分野の特性に応じた鑑賞サポートとなっているか ・対象となる障がい特性を想定した支援内容となっているか	10
③	実効性	・鑑賞サポートの質を担保する体制があるか ・支援数、機器数などが想定する必要数に対して妥当か	10
④	波及性	・鑑賞サポートの普及、発展につながる取り組みか	10

10 助成活動に対する市の協力

助成活動に採択されると、福岡市及び福岡市文化芸術振興財団による「経費負担の後援事業」としての位置づけとなり、次の支援を受けることができます。

(1) 福岡市の施設使用料の減免申請ができます。(市民ホール一部施設を除く)

- ・公演等の当日
- ・公演等のリハーサルおよび仕込みに要する日(それぞれ1日ずつ)
- ・助成活動の一環としてワークショップ等を開催する場合は、その当日(※1)
- ・公演等にかかる出演者、スタッフ等の控室として、同会場内の施設(視聴覚室、会議室等)を利用する場合は、その公演等の当日(※1・2)

※1 リハーサルおよび仕込み、練習日は対象外とします。

※2 開催会場に付設されている控室(ホール控室等)だけでは、事業の開催、運営に支障が出ると認められる場合に限ります。

※利用施設の受付担当者には、財団に現在助成金申請中であることと、採択・不採択の結果が後日判ることを必ずお伝えください。

※減免申請書を提出の際、福岡市文化芸術振興財団または福岡市文化振興課長の確認の記名押印が必要な場合があります。どちらの場合でも、必ず福岡市文化芸術振興財団へ記名押印が必要な書類をご持参ください。

(2) ポスター、チラシを福岡市の施設に置くことができます。

(3) 当財団のホームページ・メールマガジン等により活動の実施案内を配信できます。

(4) 財団主催事業にて、チラシの折込等を行うことができます。詳しくはご相談ください。

11 助成を受けている旨の表示について

助成金交付決定を受けた団体は、当該活動の実施に際して作成するポスター、チラシ等の印刷物に、必ず下記2点を記載してください。

助成：(公財)福岡市文化芸術振興財団「FFAC文化芸術鑑賞サポート助成」

後援：福岡市、(公財)福岡市文化芸術振興財団

12 活動の実施確認について

助成活動の実施確認のため、財団職員等が視察を行います。

13 実績報告書の提出について

助成金交付決定を受けた団体には、活動実施後に報告書を提出していただきます。

14 申請にあたっての提出物

FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成交付申請書（様式第1号）	申込区分	
	団体	実行委員会
添付様式一式	○	○
活動内容・収支	○	○
団体概要	○	○
中核となる構成団体または構成員	×	○
団体役員名簿	○	○
チェックシート	○	○
団体規約、収支決算書類	○	○
実績資料（過去公演チラシ・パンフレット等、3枚以内）	○	○

15 申請時の留意事項

- (1) 申請は、助成金の交付を受けようとする活動の主催者が行ってください。
- (2) 申請書の記入にあたっては、**本募集要項を必ずお読みください。**
提出する申請書類は、助成の採択にあたっての審査資料となります。不実の記載や提出後に活動内容や予算額に大きな変更が生じることがないように、十分に検討の上、具体的かつ簡潔に記入してください。
なお、助成金の交付決定後に、団体の組織、対象活動の内容・会場・収支予算等に重要な変更が生じていると認められる場合は、交付されないことがあります。変更が生じる可能性が出てきた場合は、必ず事前に事務局までご相談ください。
- (3) 収支予算積算内訳の作成にあたっては、**別表「助成金の対象となる経費」及び申請書の記載例を参考に記入してください。**
- (4) 企業からの協賛金や民間助成団体からの助成金、補助金等の助成を受ける活動についても交付の対象となりますが、鑑賞サポートに係る収入については、必ず収支予算積算内訳の所定の欄に記載してください。
- (5) 添付資料等が外国語で記載されている場合、必ず和訳を付けてください。

16 福岡市民芸術祭の参加団体認定について

申請された活動のうち、令和8年10月1日～12月31日に開催予定のものは、助成の採択・不採択に関わらず「令和8年度福岡市民芸術祭」の参加行事として認定します。

※ 事務局にて審査を行い、福岡市民芸術祭の認定対象に該当した行事に限ります。

※ 認定する場合は、別途メールにてご連絡します。

福岡市民芸術祭とは

市民の皆さまの文化芸術活動の発表の場・身近に文化芸術に触れ合う場として、毎年秋に開催する芸術のお祭りです。ホームページ等での広報協力や、福岡市および福岡市文化芸術振興財団の後援がつくなどのメリットがあります。

詳しくは芸術祭ホームページ (<https://fcac.jp/>) をご確認ください。



芸術祭 HP

17 申請受付期間

令和8年4月17日(金)～令和8年5月29日(金)

※メールでの申請の場合は、5月29日(金)17時必着

※郵送での申請の場合は、5月29日(金)必着

18 申請方法

電子メールまたは郵送にてご提出ください。窓口持参による受け付けはいたしません。

①電子メールによる提出

提出先：kansyou@ffac.or.jp

メールタイトル：FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成申請

※5月29日(金)17時必着

※迷惑メール対策で「アドレス指定受信」「ドメイン指定受信」「メールフィルター」などのメール設定を行っている場合、受信できないことがあります。

財団(@ffac.or.jp)からのメールが受信できるよう、設定の変更をお願いします。

※申請メールを受信したときは、翌営業日までに申請を受領した旨をメールにてご連絡します。メールが届かない場合は、恐れ入りますがご連絡をお願いします。

②郵送による提出

郵送先：〒812-0027 福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル8階
(公財)福岡市文化芸術振興財団

※5月29日(金)必着

※配達記録等、郵送の記録が残る形で送付してください。受領の連絡はいたしません。

※申請書類の返却はいたしません。

19 参考

鑑賞サポート助成を申請するにあたって、各種参考となるサイト等をご紹介します。参考のうえ、実施する鑑賞サポートをご検討ください。※一部の動画は事前申し込みが必要です。

(1) アートノート(東京芸術文化相談サポートセンター)

「鑑賞サポート入門」①基礎知識編、②視覚障害者編、③聴覚障害者編

<https://artnoto.jp/consultation/accessibility/>

(2) 劇場・音楽堂等共生社会推進情報サイト(公益社団法人全国公立文化施設協会)

https://www.zenkoubun.jp/barrier_free/planning/movie.html

(3) 新国立劇場「観劇サポート紹介ページ」

<https://www.nntt.jac.go.jp/guide/accessibility/>

(4) ピッコロシアター(兵庫県立尼崎青少年創造劇場)「鑑賞サポート紹介ページ」

<https://piccolo-theater.jp/guide/about/support/>

(5) 国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)「劇場体験プログラム「劇場って楽しい!!」」

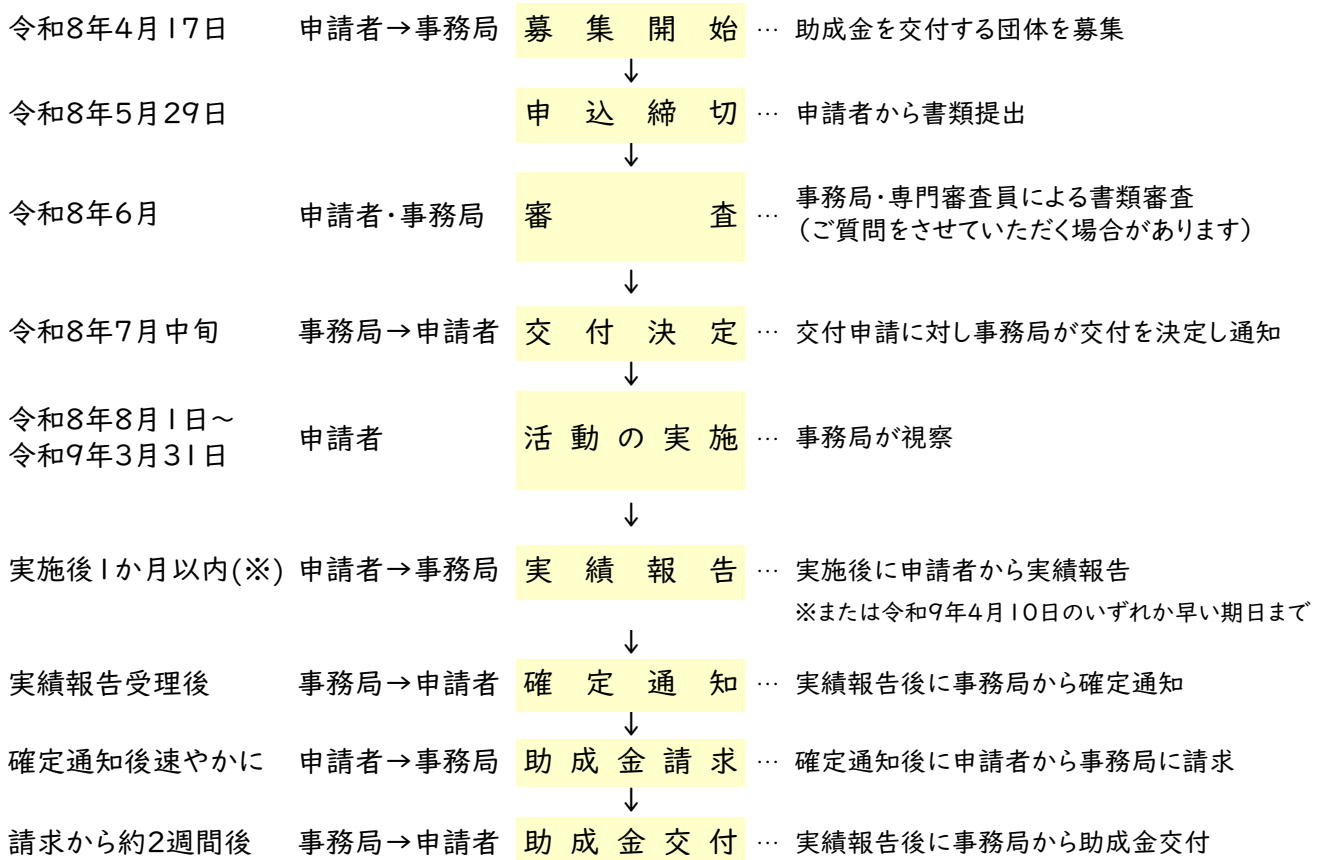
<https://www.big-i.jp/spprojects/cat67/#jump1>

(6) 社会連携ポータル(公益財団法人神奈川芸術文化財団)

「舞台芸術 × 障がい者～舞台技術者がインクルーシブシアターを考える～」

<https://social-inclusion.kanagawa-arts.or.jp/lecture/9>

■ 手続きの流れ



※その他手続き(該当の場合のみ)

変更申請	下記の場合、申請者から提出 (1) 助成対象活動の内容または当該活動における鑑賞サポートの内容を変更しようとするとき。(ただし、活動の趣旨・目的及びばす影響が軽微であると認められる場合(日程、会場等)を除く。) (2) 助成対象活動における鑑賞サポートに要する経費の総額又は経費の配分を変更しようとするとき。(ただし、助成対象経費の総額の30%以内の変更はこの限りではない。)
一部前払金申請	一部前払金を希望する場合には申請者から提出 交付決定額の1/2(50%)上限で一部前払い
中止・廃止申請	活動を中止又は廃止する場合には申請者から提出

(様式第1号)

令和8年度 FFAC文化芸術鑑賞サポート助成 交付申請書

令和8年 ○月 ○日

公益財団法人 福岡市文化芸術振興財団理事長

住所：福岡市○○区△△町・・・

団体名：○○○○○○

代表者職・氏名：代表 △△ △△

下記のとおり申請いたします。

記

活動名（公演・行事名） ※複数ある場合は全て記載	○○○○○○○○、△△△△△△	
担当者 連絡先	関係書類送付先住所 〒****-**** 福岡市○○区△△町・・・	
	電話番号（勤務先・自宅・携帯） ****-****-****	Emailアドレス ***@*****
	FAX番号（あれば） ****-****-****	ふりがな △△ △△ 氏名 ○○ ○○
代表者 連絡先	電話番号 ****-****-****	Emailアドレス ***@*****
鑑賞サ ポート の考 え方	今回計画している鑑賞サポートの趣旨・目的・概要 ○○○○○ ○○○○○○○○...	
	鑑賞サポートに関して、今後予定している取り組み ○○○○○ ○○○○○○○○...	
	鑑賞サポートに関する、広報体制、広報計画 ○○○○○ ○○○○○○○○...	
活 動 の ポ イ ン ト に 対 す る 審 査 項 目	※募集要項の審査項目に沿って簡潔にご記入ください	
	企画性	△△△△△△△△・・・
	適合性	△△△△△△△△・・・
	実効性	△△△△△△△△・・・
	波及性	△△△△△△△△・・・
福岡市民芸術祭の 参加行事認定について	<input checked="" type="checkbox"/> 令和8年10月1日～12月31日に開催予定の活動は、助成の採択・不採択に関わらず「令和8年度福岡市民芸術祭」の参加行事として認定される場合があることを確認しました。	

※記載欄が不足する場合は枠を広げて記入して下さい。

活動内容

活動名（公演・行事名）	○○○○○○○○	総事業費（円）	*****円
（趣旨・目的） ☆当該活動を行う目的、意義等を簡潔に記入してください。			
（実施時期・回数・日数）	（実施場所・文化施設名）	（参加者数・観覧者数（見込み））	
* * 年 * * 月 * * 日 ~ * * 日 * 回	○○会館 大ホール（福岡市○○区○○）	○○名	
（内容）活動内容について具体的にご記入ください。 ※活動に参加する出演者・スタッフについては、フルネームでご記入ください。			
（公演：概要、演目、曲目、幕構成等） （展示：作品の種類、点数、主な作品名、出品者等） ○○○○ ○○○○○○○○…			

鑑賞サポートにかかる収支

（収 入）鑑賞サポートに関して国、地方公共団体その他の団体から交付を受けた補助金、助成金その他これらに類する収入

補助金・助成金の名称	備考	金額（円）
○○助成金		1,200,000
	合計	1,200,000

（支 出）※積算根拠が明確になるように、可能な限り、単価や日数等を具体的に記入してください。

鑑賞サポートの区分・内容	備考	実施日	実施回数 (日数)	利用者 見込数	内訳					
					項 目	単 価 (円)	数 量	単 位	金 額 (円)	
A群	音声ガイド	3公演実施	○/○、△/△	3	40	制作費	1,205,000	1	回	1,205,000
A群	音声ガイド					機器リース費	15,000	10	台	150,000
A群	音声ガイド					オペレーション費	20,000	3	人	60,000
A群	視覚補助機器	10台×3公演実施	○/○、△/△	3	30	機器リース費	15,000	10	台	150,000
A群	ポータブル字幕	5台×3公演実施	○/○、△/△	1	20	字幕制作費	300,000	1	式	300,000
						機器リース費	100,000	5	台	500,000
B群	事前説明会	5回実施	○/○、△/△	1	20	企画制作費	50,000	1	式	50,000
						小計				1,865,000
										50,000
					110人				申請金額 (万円)	71

共催者・後援者・協賛者・鑑賞サポートの協力団体等の名称と役割	共催/○○○○ 後援/○○県(申込中) 協賛/○○○株式会社(協賛金提供)、○○○新聞社(広報協力) 音声ガイド/○○リース株式会社、字幕/○○制作株式会社
--------------------------------	--

※事業が複数ある場合はこのシートをコピーして使用してください。

団体概要

ふりがな	△△△△△△△△	代表者	職名	代表
団体名	〇〇〇〇〇〇		ふりがな	△△△△△△△△
団体住所 (所在地)	〒 福岡市〇〇区△△町・・・		氏名	〇〇〇〇〇 (芸名・雅号など:)
			生年月日	大正・昭和・平成 ** 年 (和歴) ** 月 ** 日
		電話番号	***-***-****	
		ホームページアドレス	http://www.***.**.jp	
団体設立年月		西暦 **年**月		
法人設立年月(法人の場合のみ記入)		西暦 **年**月(主務官庁名:)		
沿革	※設立の目的や経緯、設立から現在までの組織の変遷、これまでにを行った主な活動等を記入して下さい。 **年**月 〇〇愛好会 **名で結成 **年**月 第1回公演「〇〇〇〇」を行う **年**月 〇〇〇〇〇賞を受賞 **年**月 「〇〇〇」と改称 **年**月 第2回公演「〇〇〇〇」を行う **年**月 〇〇〇と合同で〇〇〇〇を行う			
計画	※今年度に計画している自主事業について記入してください。 **年**月 〇〇〇〇公演			
主催した 公演・展示 等の実績	※過去に、申請したジャンルにおいて、自ら主催し、広く一般に公開された文化芸術活動に関する公演、展示、ワークショップ等を1回以上実施していることが必要です。あわせて、実績資料(過去公演チラシ、パンフレット等)を提出してください。 ※申請団体が実行委員会形式の場合、中核となる構成団体または構成員に同様の実績があることが必要です。次頁「 中核となる構成員(又は構成団体) 」にて、活動実績を記入してください。 **年**月 第1回公演「〇〇〇〇」 **年**月 第2回公演「〇〇〇〇」 **年**月 第3回公演「〇〇〇〇」とシンポジウム開催			
過去助成金 実績	■FFACステップアップ助成プログラム 採択年度 [●●年度 / ●●年度 / ●●年度] ■その他助成金 [助成金名称・採択年度: 〇〇〇〇基金助成 / ●●年度] [助成金名称・採択年度: 〇〇県〇〇文化活動支援助成 / ●●年度]			

中核となる構成団体(又は構成員)※実行委員会形式の場合のみ提出

ふりがな	△△△△△△△△	代表者 又は個人	職名	代表
	団体名		〇〇〇〇〇〇〇〇	ふりがな
団体住所 (所在地)			〒 ***-**** 〇〇市〇〇区〇〇...	氏名
	電話番号		***-***-****	生年月日
団体設立年月(個人の場合は、活動開始年月)		ホームページアドレス	http://www.***.**.jp	
法人設立年月(法人の場合のみ記入)		西暦 **年**月		
団体設立年月(個人の場合は、活動開始年月)		西暦 **年**月(主務官庁名:)		
沿革	<p>※設立(個人の場合は活動開始)の目的や経緯、設立(個人の場合は活動開始)から現在までの組織の変遷、これまでに 行った主な活動等を記入して下さい。</p> <p>**年**月 〇〇愛好会 **名で結成 **年**月 第1回公演「〇〇〇〇」を行う **年**月 〇〇〇〇〇賞を受賞 **年**月 「〇〇〇」と改称 **年**月 第2回公演「〇〇〇〇」を行う **年**月 〇〇〇と合同で〇〇〇〇を行う</p>			
計画	<p>※今年度に計画している自主事業について記入してください。</p> <p>**年**月 〇〇〇〇公演</p>			
主催した 公演・展示 等の実績	<p>※申請団体が実行委員会形式の場合、中核となる構成団体または構成員について、過去に、申請したジャンルにおいて、自 ら主催し、広く一般に公開された文化芸術活動に関する公演、展示、ワークショップ等を1回以上実施していることが必要で す。あわせて、実績資料(過去公演チラシ、パンフレット等)を提出してください。</p> <p>**年**月 第1回公演「〇〇〇〇」 **年**月 第2回公演「〇〇〇〇」 **年**月 第3回公演「〇〇〇〇」とシンポジウム開催</p>			
過去助成金 実績	<p>■FFACステップアップ助成プログラム 採択年度 [●●年度 / ●●年度 / ●●年度] ■その他助成金 [助成金名称・採択年度: 〇〇〇〇基金助成 / ●●年度] [助成金名称・採択年度: 〇〇県〇〇文化活動支援助成 / ●●年度]</p>			

役員名簿 ※団体の場合のみ提出

団体名	○○○○○○
-----	--------

	役職	氏名 ※ご本名 (姓と名は全角スペースで分ける)	フリガナ (半角か、姓と名は半角スペースで分ける)	生年月日			
				元号 大正:T 昭和:S 平成:H	年	月	日
1	代表	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
2	副代表	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
3	事務局長	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
4	会計	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
5	会計	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
6	監事	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
7							
8							
9							
10							

[注意事項]

- 団体代表、会計担当者、監査担当者を必ず明記してください。同一人物の兼任は不可とします。
- 福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないことが助成の対象条件です。採択決定にあたり、警察へ照会を行います。

※この用紙は任意様式です。同上項目が記載された既存の名簿がある場合はそちらに替えてご提出されても差支えありません。

FFAC文化芸術鑑賞サポート助成 チェックシート

団体名	○○○○○○
活動名	○○○○○○○○○、△△△△△△

※ 交付申請書及び記入例を参照の上、作成した提出書類に不備等がないことを□欄にチェックを入れ、最終確認してください。

● **提出書類について**

- 提出書類の団体名、代表者名は全て統一されていますか。**
- 出演者のプロフィールや活動実績が判る資料（過去公演チラシ等）を添付しましたか。
- （団体の場合）
団体規約、団体名簿を添付しましたか。
- （実行委員会の場合）
団体規約、団体名簿、中核となる構成団体または構成員の様式を添付しましたか。
- 団体名簿には、代表者、会計担当者、監査担当者をそれぞれ明記していますか。

● **FFAC文化芸術鑑賞サポート助成交付申請書(様式第1号)、及び活動内容・団体概要**

- 申請者欄に記載している団体名が、活動の主催者ですか。
- 鑑賞サポートの考え方、活動のポイントについて、記入しましたか。
- 活動の実施時期・回数・日数、会場・施設名・総事業費は具体的に記入しましたか。
- 活動の目的及び内容、活動内容について、記入しましたか。
- 福岡市民芸術祭の参加行事認定についての確認等、該当するすべてを記入しましたか。
- 担当者の連絡先を記入しましたか。

● **鑑賞サポート収支予算積算内訳**

- 参加者・入場者数の見込み、鑑賞サポートの利用者見込み数を記入しましたか。
- 他の鑑賞サポート助成金に申請あるいは内定している場合、該当する欄にその内容を記入しましたか。
- 再計算し、数字は間違っていないか確認しましたか。
- 直接経費に記載できない項目が入っていませんか。（別表参照）**
- 経費の内訳は具体的な名称になっていますか。（「雑費」「予備費」などの費目は認められません。）
- 交付を受けようとする助成金の額は規定の範囲内の金額になっていますか。
- 控えとして、提出物の写しは取りましたか。必ず保管してください。

助成金の対象となる経費

(助成対象経費)

鑑賞サポートを必要とする方に向けた経費のみが対象です。制作・創作にかかる事業費とみなされる費用は対象になりません。

項目	内訳
人件費	監修費、コーディネート費、字幕オペレーター費、音声ガイドナレーター費、スタッフ人件費、デザイン費(鑑賞サポートに特化した広報物に限る)、企画制作費(注1)等 (注1)企画制作費は、事務職員給与、事務所維持費等管理経費、事業そのものにおける人件費ではなく、鑑賞サポートにおけるコーディネート等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。
制作費	字幕制作費、触図・触察模型等制作費、音声ガイド制作費、舞台手話通訳制作費、舞台説明等原稿作成費、システム利用料、やさしい日本語制作費、バリアフリー対応案内板制作費、一般管理費、進行管理費等
機材費	機材レンタル費、機材運搬費、機材郵送費等
謝金	手話通訳謝金、点字翻訳謝金、研修等講師謝金(注2)、受付整理員謝金(鑑賞サポート実施日)、会場整理員謝金(鑑賞サポート実施日)、ガイドヘルパー謝金、同伴者(手話通訳者やガイドヘルパー等)謝金、看護師謝金、外国人対応通訳謝金、翻訳謝金等 (注2)研修等講師謝金は、申請団体及び申請事業の関係者に向けた内部研修等に係る講師の謝金です。外部の講座や研修等の受講料は対象になりません。
設営費	設営・撤去費、設営スタッフ費等
旅費	交通費、宿泊費、日当(宿泊を伴う場合のみ)等
通信費	案内状送付料、事前案内送付料等
宣伝費	広告宣伝費(鑑賞サポート実施に関するものに限る) ウェブアクセシビリティ対応費等
印刷費	バリアフリー対応プログラム・パンフレット印刷費、点字印刷費等

*相場に照らして著しく高額と思われる場合は、積算根拠をお尋ねする場合や助成対象経費として認められない場合があります。

※助成対象経費として認められないもの

- 事業そのものに係る経費
- 有料配布するプログラム・図録など
- 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）
- 備品類（税込1万円以上）の購入に係る経費（楽器購入費、美術作品購入費、機材購入費等）
- 申請団体・事務所運営経費（光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、ホームページ運営費、事務所維持人件費、振込手数料、行政機関に支払う手数料、代引き手数料、ガソリン代等）
- 催事（イベント）保険等の各種保険
- その他の経費（予備費、記念品、個人への支給品代等）

※助成対象経費は、交付決定後に自ら支払った経費であることが証拠書類によって確認できることが必須条件となります。

※申請活動に必要な経費であっても、交付決定前に支払う経費は計上できません。

領収書の取り扱いについて

- 助成対象経費の領収書は、実績報告書の提出時にすべて提出していただきますので、大切に保管しておいてください。
なお、助成対象経費として認められない経費については、領収書の提出は必要ありません。
- 宛名（申請時の団体名）、金額、取引内容、但し書き、取引日付、領収書発行元名称等の記載漏れがないか必ず確認してください。
- 宛名は申請名に統一してください。
- 原則として、請求書や見積書等は認められません。

鑑賞サポートの例

○見る・読むことを助けるサポート

目で見たり、文字を読んだりすることが難しい場合に役立つサポート

項目	内容
音声ガイド	作品解説、会場案内、舞台上の動きや表情、映像の場面展開など、視覚情報を音声で伝えるサポートです。視覚障害のある方だけでなく、文字を読むことが難しい方にも役立ちます。
バリアフリー音声ガイド	一般的な音声ガイドによる、解説や説明とは異なり、作品や場面の見た目、人物の動き、表情、位置関係など、視覚で得る情報を言葉で補うための音声ガイドです。特に美術展や舞台芸術、伝統芸能、映画等で有効です。
視覚補助機器	拡大読書器、QD レーザー等、見えにくさを補うための機器です。文字や作品の細部、案内表示などを見やすくします。
触知図・触地図	会場の位置関係、導線、作品の配置などを、手で触ってわかるようにした図です。視覚障害のある方が空間を把握しやすくするために用います。
点字対応	点字による会場案内、作品解説、プログラム、チラシ等を用意する取組です。必要な情報に自力でアクセスしやすくなります。
読み上げ機能対応配布物	スマートフォン等の読み上げ機能で内容を把握しやすいように配慮したデータや配布物です。PDF やウェブ掲載資料のアクセシビリティ向上も含まれます。
触察模型	作品や舞台空間、展示物の形や構造を、実際に触れて理解できるようにした模型です。視覚による把握が難しい方に有効です。

○聞くことを助けるサポート

音声による情報を受け取りにくい場合に役立つサポート

項目	内容
手話対応	受付、案内、トークイベント、事前説明会などにおいて、手話通訳を行う取組です。聴覚障害のある方が必要な情報を受け取りやすくなります。
舞台手話通訳	舞台作品の進行にあわせて、台詞や情報を手話で伝えるサポートです。公演そのものを鑑賞するための重要な支援です。
筆談対応	受付や問い合わせ対応などで、音声ではなく文字でやりとりできるようにする取組です。簡単に始めやすい基本的なサポートです。
字幕	映像、舞台、公演案内動画などに字幕を付ける取組です。台詞だけでなく、音や効果音、話者の情報などを含めることで、内容理解を助けます。
ポータブル字幕	携帯端末等を用いて、個別に字幕を表示する取組です。会場の構造や演出を大きく変えずに導入しやすい方法です。
バリアフリー字幕	台詞だけでなく、効果音、音楽、話者名なども含めて表示する字幕です。聴覚障害のある方が作品全体を理解しやすくなります。
聴覚補助機器	磁気誘導ループ、補聴支援システムなど、聞こえを補助する機器やシステムです。会場内の音声をより聞き取りやすくします。

○安心して参加するためのサポート

会場への参加や鑑賞そのものをしやすくするためのサポート

項目	内容
やさしい日本語	わかりやすく言い換えた日本語で、案内板、作品解説、字幕、配布物などを作成する取組です。日本語に不慣れな方や、複雑な文章の理解が難しい方にも有効です。
多言語対応	日本語以外の言語による案内、字幕、配布物、受付対応などです。外国人来場者や日本語での理解に不安のある方に向けたサポートです。
車いす対応	車いす使用者が鑑賞しやすいよう、鑑賞スペースの確保、動線の配慮、展示室内での誘導などを行う取組です。
事前説明会	上演前や鑑賞前に、舞台装置、登場人物、衣裳、空間構成、鑑賞方法などを説明する取組です。初めて鑑賞する方や、事前に情報があると安心して参加できる方に役立ちます。
リラックスパフォーマンス	上演中に声が出てよい、途中入退場ができる、客席を暗くしすぎないなど、安心して鑑賞できる環境を整えた公演です。感覚過敏のある方、障害のある方、小さな子ども連れの方などに有効です。
同伴者支援	手話通訳者、ガイドヘルパー等、鑑賞を支える同伴者に関する支援です。本人が安心して参加するために重要な場合があります。
ウェブアクセシビリティ対応	申込ページ、イベント案内、作品紹介ページ等を、読み上げソフトやキーボード操作でも利用しやすくする取組です。来場前の情報取得を支える重要なサポートです。
研修・スタッフ体制整備	受付や会場案内スタッフに対する研修、対応マニュアル整備などです。来場者への適切な対応を支える基盤となります。
会場内サポート体制	鑑賞サポート実施日に、受付整理員や会場整理員を配置し、案内や誘導、機器貸出対応等を行う体制です。
託児サービス	小さな子ども連れの方が参加しやすくなるための支援です。※助成対象外

※鑑賞サポートには、上記のほかにもさまざまな取組があります。

※実施内容によっては、助成対象となるものと、助成対象外となるものがあります。

※同じ名称のサポートでも、一般的な来場者向けサービスとして行われるものは対象外となる場合があります。

※なお、助成の対象とならない鑑賞サポートは以下の通りです。

◎美術展や展覧会の主催者以外が実施する鑑賞ツアーに付随する鑑賞サポート

◎鑑賞サポートに関する講座やワークショップなど、事業費と鑑賞サポート費を明確に区別できない事業

◎これまでも一般的に実施されているものや、実施する事業の知識を補うような初心者向けのサポート

例) ・能や歌舞伎等、古典芸能の上演における現代語訳の字幕や現代語による解説の字幕

・外国語映画、外国語上演における日本語字幕

・古典芸能や美術展における音声ガイド

※ その他、経費区分表に記載のない経費については、お問い合わせください。

助成対象鑑賞サポート一覧

A 群・・・事業を鑑賞するにあたり必要なサポート

B 群・・・B 群のみの実施は不可。必ず A 群と組み合わせのこと

C 群・・・助成対象外ですが、可能な限り実施のこと

区分	鑑賞サポート
A 群	音声ガイド(展示、展覧会における通常の音声ガイドは助成対象外とします) バリアフリー音声ガイド 視覚補助機器 点字対応 読み上げ機能対応配布物 舞台手話通訳 手話(アフタートーク、事前説明会等) ポータブル字幕 バリアフリー字幕 聴覚補助機器(磁器誘導ループ等) 台本貸出 リラックスパフォーマンス
B 群	事前説明会 同伴者(手話通訳者やガイドヘルパー等)謝金 触知図・触地図・触察模型(展示、展覧会においては A 群とします) ウェブアクセシビリティ対策 研修等講師謝金 受付整理員謝金(鑑賞サポート実施日) 会場整理員謝金(鑑賞サポート実施日) 多言語対応 やさしい日本語
C 群	筆談 車いす対応(鑑賞スペースの設置や、展示室内の誘導) 託児サービス

※ その他、一覧に記載のない鑑賞サポートについては、お問い合わせください。

1. 福岡市文化芸術振興計画の策定にあたって

策定の目的等

- ・2008年に「福岡市文化芸術振興ビジョン」を策定し、これまで同ビジョンに基づき、総合的・計画的に、様々な施策を実施することで文化芸術施策を推進してきた。
- ・同ビジョンは策定から10年が経過し、文化芸術を取り巻く社会経済情勢や国の動向なども大きく変化していることから、時代の変化に対応しつつ、より一層の文化芸術の振興を図っていくため、今回、同ビジョンの後継計画となる「福岡市文化芸術振興計画」を策定する。

2. 策定の背景

(1) 社会経済情勢の変化

- 人口減少社会の急速な進展と少子高齢化
- グローバル化の進展とインバウンドの増大
- 情報通信技術等の一層の進展
- 文化芸術の社会的役割の拡大
- 2020年東京五輪、2021年世界水泳など国際スポーツ大会等の開催

(2) 福岡市の文化芸術の現状

- 豊富に残された歴史文化資源の活用への期待
- クリエイティブ関連分野の集積を背景とした独自の創造活動が行われやすい環境
- 文化芸術分野のNPO法人が増加するなど文化芸術振興の担い手の多様化
- 様々な文化施設に関する観光・集客や地域コミュニティの拠点としての役割強化への期待

(3) 国の動向

①文化芸術基本法（文化芸術振興基本法の一部改正〈2017年6月〉）

- ・教育、福祉、国際交流、観光、産業等の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む。
- ・国が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定。

◆文化芸術推進基本計画（第1期 2018～2022年度）〈2018年3月〉

- ・文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方向性を示す。

②文化財保護法の一部改正〈2018年6月〉

- ・文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。
- ・地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力を強化。

(4) 福岡市の方針

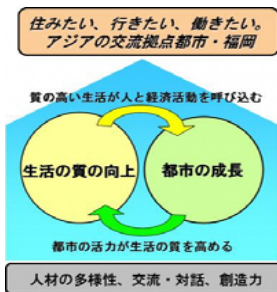
○第9次福岡市基本計画

〈都市経営の基本戦略〉

- (1) 生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す
- (2) 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う

○文化芸術振興関連施策

- [施策1-4] 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり
- [施策5-1] 観光資源となる魅力の再発見と磨き上げ
- [施策5-2] 緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり
- [施策7-2] 創造的活動の基盤となる文化芸術の振興
- [施策7-3] 個人の才能が成長を生む創造産業の振興



3. 福岡市の文化芸術政策の課題

(1) 市民生活の質の向上に向けた課題

①子どもたちの創造性やコミュニケーション能力の育成

子どもたちの創造性やコミュニケーション能力等を育むため文化芸術に触れ合う機会が必要。

②多様性の尊重と共生に向けた社会参加の促進

文化芸術を活かして障がいのある人や高齢者等が社会参加できる機会をつくる必要がある。

③地域の歴史文化資源を活かしたコミュニティの活性化

地域コミュニティの再生や活性化に向けて、地域の歴史文化資源の再認識や継承が必要。

(2) 都市の成長に向けた課題

①文化芸術を通じた交流・融合による新たな価値の創出

アジアとの交流ネットワークやクリエイティブ関連分野の集積等を活かし新たな価値を創出する取組みが必要。

②歴史文化資源の磨き上げによる魅力向上

都市の魅力向上のため、福岡市のアイデンティティを形づくる歴史文化資源の磨き上げが必要。

③文化芸術や歴史文化を活かした観光・集客の促進

観光・集客の促進のため、福岡市の文化芸術や歴史文化の魅力の国内外への発信、体験機会の創出が必要。

(3) 文化芸術を担い支える環境・仕組みの課題

①各種文化施設の適正な役割分担と連携による施策の推進

鑑賞・活動等の場の提供に加え地域コミュニティや観光・集客の拠点としての役割を充実させていくことが必要。

②多様な主体の適正な役割分担と連携による施策の推進

多様な主体が適正に役割分担し連携することで、一体的に施策を推進することが必要。

4. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

○福岡市文化芸術振興計画

- ・福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画の文化芸術振興に関する行政分野別計画として策定
- ・文化芸術基本法に定める「地方文化芸術推進基本計画」として策定

○福岡市の歴史・文化財の基本方針・個別計画

- ・福岡市文化芸術振興計画の歴史・文化財に関する分野別方針として「福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針～歴史文化基本構想～」を策定

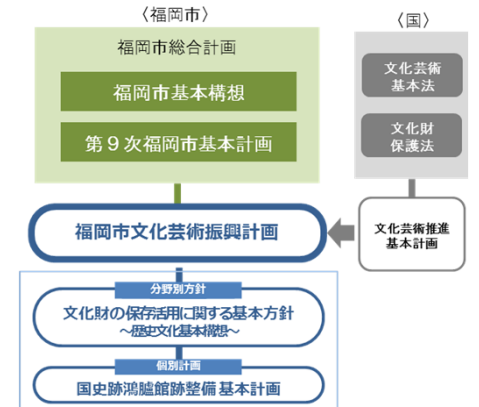
- ・上記方針の個別計画として「国史跡鴻臚館跡整備基本計画」を策定

(2) 計画期間

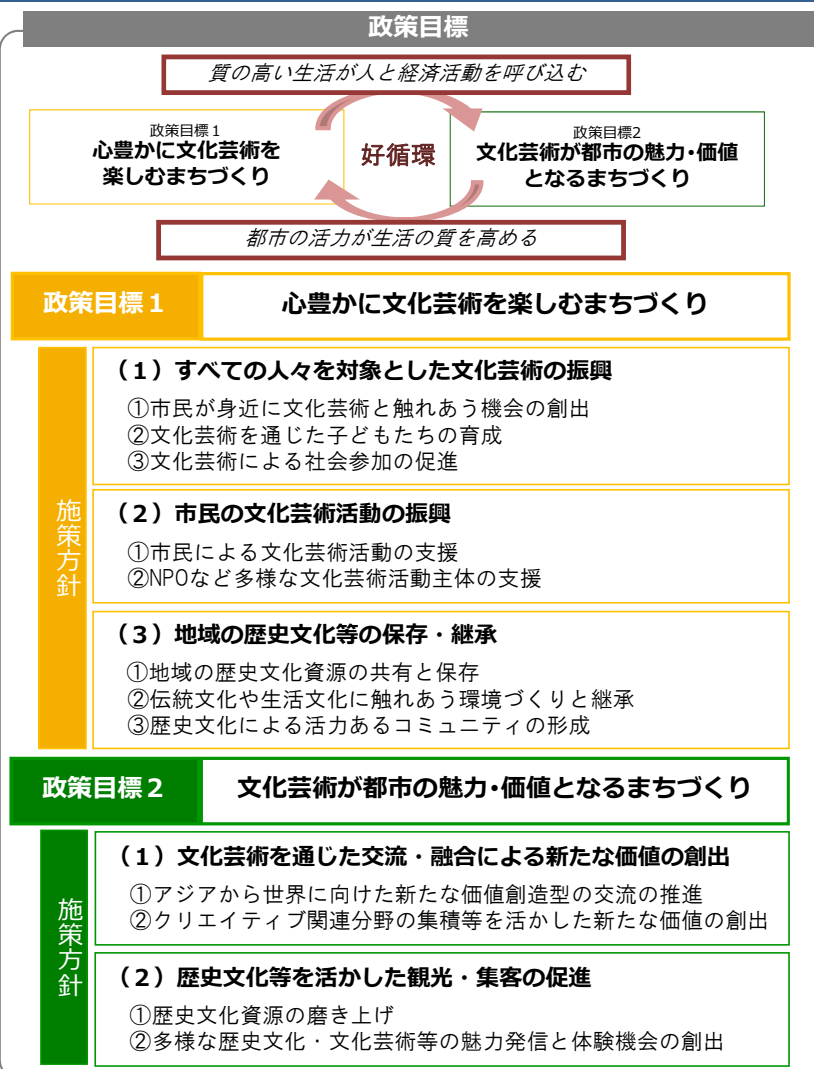
2019年度から2028年度までの10年間
(中間年で評価を実施)

(3) 推進体制

計画の総合的な推進のため関係部局で構成する庁内連携組織「文化芸術振興推進本部」を設置



5. 福岡市文化芸術振興計画の体系



5つの重点施策

今後10年を見据え、文化芸術の多様な価値を活かして、心豊かで多様性に充ち、多くの人々を惹きつける魅力と活力にあふれる都市の実現に向けた文化芸術施策を展開し、福岡市を次のステージへ飛躍させます。

1 未来の担い手である子どもたちの育成

子どもたちの創造性やコミュニケーション能力等を育むため、学校や地域において、多様な文化芸術に触れあう機会の充実に取り組んでいく。

- 多様な文化芸術に触れあう学校へのアウトリーチ事業の実施。
- 郷土の歴史を知り親しみが持てる学習プログラムの実施。



子ども文化芸術魅力発見事業

2 共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり

年齢や障がいの有無、性別や国籍に関わらず、誰もが文化芸術を通じて社会参加できる機会の創出に取り組んでいく。

- 障がいのある人の自己表現や社会参加を促す創作プログラム等の実施。
- 高齢者の社会参加を促す体験プログラム等の実施。



エイブルアート事業

3 地域の歴史文化等の再認識とコミュニティの活性化

各地域に残る文化財や伝統文化の価値を再認識し、世代を超えて共有できる機会をつくっていくことで、地域の絆づくりやコミュニティの活性化に取り組んでいく。

- 地域の文化財等の価値を共有、発信するエリアマップづくり等の実施。
- 史跡等における世代間交流を促すイベント等の実施。



板付遺跡 田植え祭り

4 「福岡スタイル」の創造による都市ブランドの形成

アジアとの交流、歴史文化資源の磨き上げ、クリエイティブ関連分野との融合等により創出した価値や魅力を「福岡スタイル」として発信し、都市ブランドの形成に取り組んでいく。

- 多彩な文化事業を国内外に発信する「文化プログラム」の実施。
- 博多旧市街などにおいて「まるごとミュージアム」を実施しながら「福岡アジア美術トリエンナーレ」の継承事業を検討。



福岡城まるごとミュージアム

5 インバウンドをターゲットとした施策の展開

福岡市の歴史文化等の魅力を国内外へ発信するとともに、国外からの観光客がその多彩な魅力を楽しめる環境づくりに取り組んでいく。

- 歴史文化を楽しめるガイドツアーなど体験事業の実施や、史跡等のユニークな活用等。
- ミュージアム等での作品解説の多言語化や海外への情報発信の実施。



鴻巣館跡での国際会議のパンケツ

環境・仕組みづくり

環境・仕組みづくり1	<p>文化芸術を支える各種文化施設の適正な役割分担と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「テーマ性のある文化施設」の魅力向上による集客機能の強化 ②「市民の活動等を支える文化施設」の市民ニーズを踏まえた管理運営等 	(主な取組)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 拠点文化施設 市民会館を継承する施設であり、文化芸術の鑑賞機会や市民の文化活動を支える場等として、ハード・ソフト両面の充実を図るとともに、須崎公園と一体的整備により、みどり溢れる文化芸術空間を創出し、多様な人が集い、交流する場としていく。 ➢ 音楽・演劇練習施設 誰もが使いやすい音楽や演劇等の練習・発表の場として、既存施設や遊休施設の有効活用などによる充実について検討を進める。
環境・仕組みづくり2	<p>文化芸術を担う多様な主体の適正な役割分担と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化芸術の振興を担う各主体の適正な役割分担 ②多様な分野の担い手との連携・共働 	(主な取組)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 福岡市文化芸術振興財団の今後の方向性の検討 事業の効率化を図りながら、5つの重点施策の推進に向け、市民の文化芸術活動の支援充実、にぎわい創出等を行う組織とするなど、今後の方向性の検討を進める。 ➢ 多様な担い手との連携強化 「博多旧市街プロジェクト」など具体的な事業を実施しながら、行政、財団、文化芸術団体、企業など多様な担い手の連携強化を図っていく。

○ご不明な点やご質問などあれば、下記までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

(公財)福岡市文化芸術振興財団

E-mail : kansyou@ffac.or.jp

TEL : 092-263-6265 FAX : 092-263-6259

(受付時間 : 9 : 30 ~ 17 : 00)